

令和4年第4回 飯塚市議会会議録第1号

令和4年9月5日（月曜日） 午前10時06分開議

○議事日程

日程第1日 9月5日（月曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会中間報告

1 総務委員会中間報告（質疑）

（1）入札制度について

（2）情報発信について

2 福祉文教委員会中間報告（質疑）

（1）児童虐待防止に向けた取り組みについて

（2）ICT教育について

3 協働環境委員会中間報告（質疑）

（1）地域公共交通について

4 経済建設委員会中間報告（質疑）

（1）産業振興について

（2）中心拠点の整備について

第5 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）

2 議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

3 議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

4 議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例

5 議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

6 議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

7 議案第76号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）

8 議案第77号 契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）

9 議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）

10 議案第79号 市道路線の廃止

11 議案第80号 市道路線の認定

12 議案第81号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号））

13 認定第 1号 令和3年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

（ 令和3年度決算特別委員会 ）

14 認定第 2号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（ 令和3年度決算特別委員会 ）

15 認定第 3号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（ 令和3年度決算特別委員会 ）

- 16 認定第 4号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 17 認定第 5号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 18 認定第 6号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 19 認定第 7号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 20 認定第 8号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 21 認定第 9号 令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 22 認定第10号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 23 認定第11号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和3年度決算特別委員会)
- 24 認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 25 認定第13号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 26 認定第14号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 27 認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 第6 選挙第4号 選挙管理委員の選挙
- 第7 選挙第5号 選挙管理委員補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

これより、令和4年第4回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間とす
ることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

本日、令和4年第4回市議会定例会を招集するに当たり、6月以降、本日までの事務事業の大
要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まずもって、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方にお悔やみ申し上げますとと
もに、罹患されました皆様にお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、多大なるご理解とご協力をいただいております
市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告いたします。

現在、福岡県では、7月6日に福岡コロナ警報が発令され、感染防止対策の確認と徹底が行わ

れましたが、その後も県内全域で感染が拡大したため、7月22日から福岡コロナ特別警報が発令されています。

本市の新規陽性者の発生状況としましては、6月は801人、7月は3623人、8月は8316人が報告されており、いまだ予断を許さない状況になっております。このような状況の中、本市では、様々な新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。

感染予防対策として、より一層の感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、新型コロナワクチン接種については、対象者を拡大し医療従事者及び高齢者施設の職員等も含めた4回目接種に取り組んでおります。

経済に関する支援策につきましては、市役所本庁2階に設置しております経済支援相談窓口において、引き続き、中小企業診断士を配置するとともに、相談内容に応じた専門家派遣事業を実施しております。

「いづかプレミアム応援券」につきましては、紙の応援券を先行し、事前申込を経て7月1日に販売を開始いたしましたが、発行冊数8万冊を超える申込みがあったため、8月16日に4万冊の追加発行を行いました。

電子の応援券につきましては、8月1日に販売を開始しております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、新たにコード決済を導入する市内事業者の支援を目的としたコード決済推進事業費補助金の申請受付を9月1日から開始いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策に係る就労支援事業につきましては、本年度、7月末時点で大学生を67名、職を失った方を23名雇用しております。

本市としましても引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と経済対策を市政の最優先課題として継続して取り組む中で、市民・事業者の皆さんと力を合わせ、一体となってこの難局を乗り切ってまいります。

まず、総務部について報告いたします。

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された33名の資産等報告書の審査につきましては、資産等報告書審査会が6月28日から4回にわたり開催され、8月2日に意見書が提出されました。

次に、市民協働部について報告いたします。

7月の同和問題啓発強調月間につきましては、市民に広く周知し、人権意識の向上を図ることを目的に、中心商店街やイオン穂波ショッピングセンターなど市内9か所で、街頭啓発を行いました。また、この期間中に市内2か所で講演会を実施し、281人の参加がありました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策事業として、例年、市民参加により実施しております「打ち水大作戦」につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「うちの打ち水」として、各家庭等での個別実施の推奨を行うとともに、8月3日に市役所2階屋上広場において市職員のみで実施いたしました。

次に、福祉部について報告いたします。

原油価格や物価の高騰等の影響を受けている子育て世帯の生活を応援する「飯塚市の未来を担う子どもたちへの応援券」につきましては、8月1日より応援券への引換受付を開始いたしました。

次に、経済部について報告いたします。

新産業の創出につきましては、「各種証明書の電子交付に係る実証事業に関する連携協定書」に基づき、5月17日から6月22日にかけて、ブロックチェーン技術を有する市内の企業等4社とともに、電子証明書の交付処理に関する実証実験を行いました。

企業誘致につきましては、8月18日に東京都千代田区において、企業誘致セミナーを開催しました。都市圏企業を中心に95名のご参加をいただき、本市の魅力や特色、企業誘致の取組に

ついでご紹介し、17社とのネットワークを構築することができました。引き続き、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

また、スタートアップ企業であるオングリッドホールディングス株式会社のオフィスを飯塚市新産業創出支援センターに誘致し、8月26日に就業機会の不足する子育て中の独り親や障がい者等に対する雇用を目的とする連携協定を締結いたしました。

姉妹都市交流につきましては、6月17日から7日間の日程で、サニーベール市の中高生19名、随員5名が来飯し、ホームステイや学校訪問を通して国際交流を行い、友好の絆を深めることができました。

10月中旬から11月初旬までの間で予定していました「筑前の國いづか街道まつり」、「産業祭りINちくほ」及び「ふれ愛庄内」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとなりました。

次に、都市建設部について報告いたします。

幹線市道路線における車両通行上の安全性向上を図るため、社会資本整備総合交付金を活用する事業として「目尾・久保白線道路舗装工事」を発注しております。

また、令和3年8月豪雨による過年災事業として、「口春（頭首工）災害復旧工事」を発注し、早期復旧に努めております。

次に、教育委員会について報告いたします。

児童生徒用タブレット端末の活用につきましては、夏季休業期間中に児童生徒がタブレット端末を利用して家庭学習を行えるように、昨年に引き続き、タブレット端末の持ち帰りを実施いたしました。さらに、今後の感染症や災害等の非常時に備え、通信状況や課題を把握・検証するため、全市立小中学校でオンライン学習の試行実施を行いました。また、7月19日に1校、8月5日にその他28校の全市立小中学校で平和学習を行いました。

7月21日から8月23日まで歴史資料館において、太平洋戦争当時の戦時資料を集めた企画展「戦争と人々の暮らし」を開催し、市内外から多くの見学者が訪れました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、配水施設改良として「県道幸袋柏森線配水管布設替工事」等老朽管の更新事業3件、ほか8件の改良工事を発注し、順次着工しております。

また、下水道事業につきましては、施設整備として「伊川地区污水管渠布設（2工区）工事」を発注し、着工しております。

以上が6月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案1件、条例議案5件、人事議案6件、専決処分の承認議案1件、その他の議案5件、認定15件、報告3件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

○議長（秀村長利）

「常任委員会の中間報告」を議題といたします。「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「令和4年度工事契約落札率別内訳表」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市の入札制度において、どのような課題があると考えているのかということについては、入札において予定価格及び最低制限価格を事前公表としていることから、最低制限価格で応札する業者同士のくじりによる落札者が増加していることが課題であると考えているという答弁であります。

次に、契約課は、所管課から入札の依頼があった際には、添付された設計書において、金額の確認はできるということだが、予算計上に至るまでの詳細な積み上げ方法は把握しているのかということについては、予算計上は、各所管課がそれぞれ計上していることから、契約課のほうで、詳細な積み上げ方法は把握していないという答弁であります。

次に、物品納入の際に、指名業者の中から、先行して数者に内容を伝え、参考見積りを取得することについて、どのように考えているのかということについては、物品の入札を執行するに当たり、適切な価格であるのかを事前に確認するため、所管課が参考として見積りを取得している。参考見積りを提出した業者が、他者より早く情報を知り得る点については、それ自体が直接、入札の公正さ、公平さに影響を及ぼすというようには考えていないという答弁であります。

この答弁を受け、他者より情報を先に知り得ることは、早期に内容の検討ができ、平等性に欠けることから、運用方法について検討してもらいたいという意見が出されました。

次に、物品納入は、予算を有効的かつ効率的に活用し、質の高い物品を購入するため、指名業者を介さず直接メーカーから購入することはできないのかということについては、入札制度は最小限のコストで最大限の効果を上げること、かつ地元業者の保護・育成の観点もあることから、市内業者が納品することが可能であれば、指名業者を介し、購入しているという答弁であります。

また、審査の過程において、指名業者の入札参加資格要件の在り方について意見が出されました。

次に、「情報発信について」は、執行部から、「先進自治体の効果的で特色あるLINE活用の費用について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、庁内のSNS等利活用専門部会は、情報発信に関する本市が抱える問題や他市の事例について、調査研究を行っているとのことだが、どのような意見が出ているのかということについては、本市の問題点は、情報を一斉に流していることから受け手目線になっていないことや、フォロワー数の伸び悩みが課題であるということ。また、他市の事例においては、道路等の異常報告機能や、交流センターだよりなどを地域ごとに配信できる機能は、大変有用であるという意見が出ているという答弁であります。

次に、LINEのフォロワー数が伸び悩んでいる原因は、どのようなことが考えられるのかということについては、一斉の情報配信により、受け手にとって必要のない情報が送信されてくることから、フォロワー目線の情報発信になっていないこと、他市の事例のようにLINEで行政手続ができないことや、フォロワー数獲得のための積極的なプロモーション活動ができていないことなどが原因として考えているという答弁であります。

次に、LINEを活用した粗大ごみの収集申込み、収集に係る手数料の支払いについて、サービスの年間費用とは別にLINE Payやクレジットカードの決済に伴う手数料が発生することだが、仮に本市において実現した場合、その決済に伴う手数料は、誰が負担するのかということについては、本市が負担することとなるという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。23番 守光博正議員。

○23番（守光博正）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「児童虐待防止に向けた取り組みについて」は、執行部から、「児童虐待防止庁内連携会議（内部検証）」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、3児童死亡事例検証報告書で指摘された課題に対する今後の

取組について、情報共有がうまくいっていなかった点があったが、どのような情報共有の在り方を考えているのかということについては、情報共有がうまくいっていなかったわけではなく、欠席が続くことに対する認識の違いがあったと捉えている。システムによる情報共有については入力作業の負担が増えることとなり、現状の電話でのやり取りのほうが素早く効率的に情報共有が行えるとの意見を関係機関から聞いていることから、今後も情報共有は電話で行うことを考えているという答弁であります。

次に、虐待防止には早期の情報共有が重要であり、毎回電話で情報共有をすることが大変なことからシステム化の検討や導入を行っている自治体もある。本市では、システムの導入について、どのように考えているのかということについては、すでに導入している5自治体に調査をしたところ、外部連携をしているのは2自治体のみで、その2自治体は本市とはシステムそのものの利用目的が異なるため、メリットの捉え方が異なるのではないかと感じた。外部連携していない3自治体については、個人情報インターネットクラウド上で管理することについて慎重になっていると感じた。また、子どもを預かる施設においても、システムに頼らず直接職員が動くことで、詳細な説明が聞けるため、電話で対応するほうがありがたいという意見があること、電話対応に問題があると考え関係機関もないことから、本市ではしっかりと直接職員が話をすることで、きちんとした情報共有を行っていくことを考えているという答弁であります。

次に、子どもに不自然なけががあった場合には、子育て支援課に連絡が入るとのことだが、不自然なけがかどうかを判断できるようにするために、どのような取組を行っているのかということについては、医療機関向けに児童虐待研修を行っている医師に依頼し、教師や保育士等の子どもに接する職員を対象に、不自然なけががどういったものかなどを知っていただくための研修を開催する予定であるという答弁であります。

次に、要保護児童対策地域協議会の代表者会議について、規模が過大で会議として成り立たないおそれがあるため、学校単位のような地域部会をつくってはどうかということについては、部会を設置して課題に取り組んでいくことは代表者会議で合意を得ており、現在作成中の要対協のマニュアルに盛り込んでいるが、地域部会については、地域ごとの要保護児童の数が異なり、同じ対応ができるか疑問があるため、今後、代表者会議での協議事項としていくという答弁であります。

次に、学校に行かない、行けない子どもへの対応は、児童虐待防止の観点から、どのように行っているのかということについては、今年4月に教職員のための虐待防止のガイドラインを改訂し、校長・教頭・生徒指導担当への研修を行った。主な改訂内容は、虐待リスクのある要保護児童の状況を教職員で共有すること、生徒指導委員会等で定期的に情報を共有すること、要保護児童の欠席が3日以上続いた場合は積極的に情報提供を行い、その際は必ず目視をすることを徹底している。また、虐待の疑いが発生した場合は管理職への報告・相談、子育て支援課への通告・相談、教育委員会への報告を徹底しており、子どもたちに対しては、相談窓口の周知を徹底している。このことを各学校に周知し、研修を行っているという答弁であります。

次に、児童クラブでは児童虐待防止について、どのような取組を行っているのかということについては、学校と児童クラブで月に1回実施している連携会議において、要保護児童に関する状況を情報共有しており、日常の様子を把握することで、わずかな変化を見逃さないよう努めている。また、保護者との会話や反応等から異変等を感じた場合は学校との情報共有を行い、虐待防止に努めているという答弁であります。

次に、4月から総合支援拠点を設置しているが、人員体制はどのようになっているのかということについては、社会福祉士2名、虐待対応専門員1名を増員し、弁護士と臨床心理士を非常勤で配置している。7月からは拠点の支援員として小児科医を非常勤で配置し、拠点内で職員や相談員、支援員等からの相談に対するアドバイスをいただいている。また、スーパーバイザーについては、その必要性は十分認識しており、児童相談所等に相談はしているが、適当な人材が見つ

かっている状況であるという答弁であります。

次に、「ICT教育について」は、執行部から、「ICT教育推進の取り組みについて」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本年度実施したネットワーク環境調査の結果はどのようになっているのかということについては、本年度のモバイルルーターの貸出件数は約470件で、全体の5%程度となっている。実際にネットワークを利用する状況において特段問題は起きていないという答弁であります。

次に、学習用タブレット端末に児童生徒が誤って不適切な書き込み等を行った場合、学校現場ではどのような対応を考えているのかということについては、まずは担任が状況確認を行い、その後、当該児童生徒に対して指導を行い、管理職等への報告を行うこととなる。今後も児童生徒が加害者にも被害者にもならないよう、各学校での学活や道徳の時間を利用して、インターネットリテラシーについての指導を行っていくという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「地域公共交通について」は、執行部から「コミュニティ交通利用状況について」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本年4月から6月までの間で、コミュニティ交通の利用者からは、どのような意見や要望があり、どのように聴取しているのかということについては、エリアワゴンについては、運行ルートや運行ダイヤの変更、予約乗合タクシーについては、予約受付を簡単にできるようにしてほしいといった要望等を受けている。地域公共交通対策課の窓口や電話で聴取しているが、今後は、まちづくり協議会等の地域の団体の方にも聴取するなどして、改善を重ねていきたいと考えているという答弁であります。

次に、コミュニティ交通の回数券はどこで販売されているのかということについては、各交通機関共通で、その車内のみで販売しているという答弁であります。

また、審査の過程において、次期「地域公共交通計画」を策定する際には、事前にまちづくり協議会や地域ごとに市民の意見等を聴取し、よりよい計画の策定を目指してもらいたいという意見が出されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」は関連があるため一括議題とし、執行部から「企業誘致の取組について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

審査において、工業団地内で、未利用地となっていた民間所有地を、土地所有者の理解を得て誘致活動を実施した結果、有安工業団地及び松尾工業団地において、それぞれ1社、合計2社の

誘致が決定となり、有安工業団地では、ヤマエグループホールディングス株式会社が用地を取得し、工場を建設後、同社のグループ会社である株式会社鹿島技研が、型枠・金物・鉄筋等の製造を行い、操業開始は令和6年4月、雇用体制は106名で、うち新規雇用は20名を予定しているということ。また、松尾工業団地では、大嘉産業株式会社が用地を取得し、倉庫及び事務所を建設後、同社の親会社であり、仮設資材の販売や安全ネット・シート等の製造・加工・販売等を行っている株式会社丸嘉が、物流等の拠点とし、操業開始は令和5年1月、新規に40名の雇用を予定しており、将来的には、現在、宇美町にある大嘉産業福岡支店の機材センター機能を移転予定であることについて報告を受けました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（秀村長利）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」から「議案第81号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号））」までの12件及び「認定第1号 令和3年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの15件、以上27件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関係の議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、補助事業関連経費及び早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に2億2403万5千円を追加して、832億5610万6千円とし、第2条で「債務負担行為」を補正しようとするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案書74ページの「議案第81号 専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。「専決第10号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、令和4年7月の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正するものでございます。「令和4年7月19日専決」と記載しております一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に1億8372万6千円を追加して、830億3207万1千円とし、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。「議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業の取得促進に伴い適切な定数管理を行うため、定数外の職員に育児休業中の職員を加えるものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の育児休業等を改定する人事院規則等の改正が行われたため、これを参考にして関係規定を整備するものでございます。

17ページをお願いいたします。「議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、督促手数料を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

26ページをお願いいたします。「議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋交流センターの新築移転に伴い、位置及び使用料を改正するもので

ございます。

32ページをお願いいたします。「議案第76号 契約の締結」につきましては、下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事について、九電工・米村特定建設工事共同企業体と2億562万7400円で請負契約を締結するものでございます。

53ページをお願いいたします。「議案第77号 契約の締結」につきましては、（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事について、神崎建設株式会社と5億650万6千円で請負契約を締結するものでございます。

64ページをお願いいたします。「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、嘉飯地区中学校新人バレーボール大会で発生した負傷事故について、損害賠償額が確定し、相手方に193万6418円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

66ページをお願いいたします。「議案第79号 市道路線の廃止」につきましては、路線見直しに伴い1路線を廃止するものでございます。

68ページをお願いいたします。「議案第80号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い7路線を認定するものでございます。

75ページをお願いいたします。「認定第1号 令和3年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から85ページの「認定第11号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までにつきましては、地方自治法の規定に基づき、令和3年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局関連議案の提案理由を説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。「議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」につきましては、使用料の算定において、料金の端数計算の方法を変更するものでございます。

議案書の86ページをお願いいたします。「認定第12号 令和3年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から、89ページの「認定第15号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。なお、決算書及び決算附属書のほかに、決算資料を提出しております。内容の説明は、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

認定議案に対する、監査委員の審査報告をお願いいたします。吉田健一監査委員。

○監査委員（吉田健一）

令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果を報告いたします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき市長から審査に付されていましたが、令和3年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた付属書類、並びに基金の運用状況に関する調書等の審査を行いました。

審査は、各会計の決算書及び付属書類の合規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。

審査の結果、令和3年度決算の内容は正確に表示され、決算状況も適正であることが認められました。

規定に基づき市長から審査に付されていましたが令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等についての審査につきましては、合規性及び計数の正確性など、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、「令和3年度 飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書」に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、令和3年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明及び監査委員の審査報告が終わりましたが、上程議案27件のうち、「議案第70号」から「議案第81号」までの12件及び「認定第12号」から「認定第15号」までの4件、以上16件に対する質疑、委員会付託は、後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより「認定第1号」から「認定第11号」までの11件に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては秩序正しく能率的な審議を行うため会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案11件は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「令和3年度決算特別委員会」とし、委員定数は11名といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 光根正宣議員、4番 奥山亮一議員、8番 川上直喜議員、9番 永末雄大議員、12番 江口 徹議員、14番 上野伸五議員、17番 福永隆一議員、19番 田中博文議員、24番 瀬戸 光議員、25番 古本俊克議員、26番 佐藤清和議員、以上11名を指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を令和3年度決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長に26番 佐藤清和議員、副委

員長に3番 光根正宣議員であります。

これより、「選挙第4号 選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、金子慎輔さん、田原キク子さん、小野しのぶさん、田中知佐子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員の当選人とすることに決定いたしました。

「選挙第5号 選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載のうえ、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

投票の結果、得票の多かった上位4名が当選となり、補充員の順序は、地方自治法第182条第3項の規定により、得票数の多い順といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に16番 吉松信之議員及び26番 佐藤清和議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

す。そのうち有効投票25票、無効投票1票、有効投票中、安永修治さん11票、平野善清さん7票、矢野克爾さん4票、田中美奈子さん3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、安永修治さん、平野善清さん、矢野克爾さん、田中美奈子さん、以上4名が選挙管理委員補充員に当選いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	秀村長利	16番	吉松信之
2番	坂平末雄	17番	福永隆一
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	19番	田中博文
5番	金子加代	20番	鯉川信二
6番	兼本芳雄	21番	城丸秀高
7番	土居幸則	22番	松延隆俊
8番	川上直喜	23番	守光博正
9番	永末雄大	24番	瀬戸光
10番	深町善文	25番	古本俊克
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

(欠席議員 2名)

13番	小幡俊之
15番	田中裕二

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

議事総務係長 今住 武史

書記 生山 真希

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

福祉部次長 長尾 恵美子

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 臼井 耕治

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 大井 慎二

教育長 武井 政一

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大